

季節別高負荷率電灯

(選択約款)

平成 29 年 10 月 1 日実施

季節別高負荷率電灯

目 次

I	本 則	1
1	目 的	1
2	選択約款の変更	1
3	適用範囲	1
4	供給電気方式, 供給電圧および周波数	2
5	契約容量	2
6	季節区分	2
7	料 金	2
8	需給契約の成立および契約期間	3
9	需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費 の精算	4
10	そ の 他	5
II	実 施 細 目	7
1	選択約款の変更ならびに需給契約の成立および契約期間	7
2	適用範囲	7
附	則	8
別	表	9

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、季節別に設定された料金によって、夏季からの負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、次のとおりお知らせするものとし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

イ 軽微な変更の場合には、あらかじめお客さまに変更しようとする事項の概要をお知らせいたします。

ロ イ以外の場合には、あらかじめお客さまに変更しようとする事項をお知らせし、変更した後、変更した事項等についてお知らせいたします。

- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この選択約款を変更するものとし、あらかじめお客さまにお知らせいたします。

この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

- (3) 当社は、この選択約款の変更を行なう場合は、その内容について個別に通知する方法または当社のホームページに掲示する方法等によりお知らせいたします。

3 適用範囲

特定小売供給約款（平成29年9月13日届出。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の約款によります。）の従

量電灯の適用範囲に該当する需要で、この選択約款実施の際現に選択約款の季節別高負荷率電灯（平成28年4月1日実施。以下「旧選択約款」といいます。）の適用を受けている場合に適用いたします。

4 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

5 契約容量

契約容量は、原則として供給約款の従量電灯Cに準じて定めます。

6 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、

別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたもの
 いたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただ
 し、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の 6 キロボルトアンペアまで	2,721円60銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	453円60銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季
 に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはそ
 の他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量
 値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏
 季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量
 といたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	27円57銭	25円07銭

8 需給契約の成立および契約期間

(1) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開
 始の日が属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいま
 す。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から需給契約の消滅また
 は変更の申出がない場合は、あらかじめお客さまに新たな契約期間につ
 いてお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、需給契約は、
 契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
 また、契約更新後、新たな契約期間等についてお知らせいたします。

- (2) 当社は、需給契約が成立した場合および需給契約の更新を行なう場合は、その内容について個別に通知する方法または当社のホームページに掲載する方法等によりお知らせいたします。
- (3) 契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

9 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さまが、契約容量を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置するとき、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- (1) 契約容量を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量を増加された日の前日の契約容量を上回る契約容量分につきさかのぼって別表3（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもない料金を精算する場合の料金）を適用いたします。この場合、当初から別表3（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもない料金を精算する場合の料金）によって算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、この場合、適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量を上回る契約容量分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、お客さまが契約容量を増加されたことにもない新たに施設した供給設備について、供給約款64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(2) 契約容量を増加された日以降1年に満たないで契約容量を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量を増加された日から契約容量を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量を上回る契約容量分（減少される日以降の契約容量が増加された日の前日の契約容量を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量を上回る契約容量分といたします。）につきさかのぼって別表3（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもとない料金を精算する場合の料金）を適用いたします。この場合、当初から別表3（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもとない料金を精算する場合の料金）によって算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、この場合、適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量を上回る契約容量分（減少後の契約容量が増加前の契約容量を下回る場合は、増加前の契約容量を上回る契約容量分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量に見合う部分について、供給約款64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

10 その他

(1) 当社は、供給約款27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、供給約款26（料金の算定）(1)ロに該当し、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。

(2) その他の事項については、供給約款の従量電灯Cにかかわる規定を準用するものといたします。

(3) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）に

よるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 選択約款の変更ならびに需給契約の成立および契約期間

本則2（選択約款の変更）(3)および本則8（需給契約の成立および契約期間）(2)における「個別に通知する方法」とは、個別配付、郵送または電子メールの送信等による方法をいいます。

2 契約容量

この選択約款適用の際現に取り付けられている電流を制限する計量器または当社の電流制限器を継続して使用することを希望される場合は、契約容量は、原則として電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。

イ 電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \frac{\text{制限される電流 (アンペア)}}{\text{電流 (アンペア)}} \times 100 \text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ 電流制限器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \frac{\text{電流制限器の定格電流 (アンペア)}}{\text{電流 (アンペア)}} \times 100 \text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、供給約款の従量電灯 A または従量電灯 B における電流制限器をいいます。

附 則（実施期日）

この選択約款は、平成29年10月1日から実施いたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直

後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気にかかわる再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1152$$

$$\beta = 0.2714$$

$$\gamma = 0.7386$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均

原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (31,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を上回り，かつ，47,100円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,400\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が47,100円を上回る場合
平均燃料価格は，47,100円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (47,100\text{円} - 31,400\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	21 銭 7 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務

所に掲示いたします。

3 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともない料金を精算する場合の料金

料金は、本則7（料金）を適用いたします。ただし、本則7（料金）(1)および(2)に定める基本料金および電力量料金は次のとおりといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき本則7（料金）(1)の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、本則7（料金）(1)の該当料金の半額に10パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	30円33銭	27円57銭